

## 府立高校教諭・梅原聡さんの再任用不合格を取り消し、 四月からの再任用を求める緊急署名を訴えます

### 府立学校教職員のみなさん

2月17日、府立高校教諭・梅原聡さんは、校長から「再任用は否になった」と告げられました。梅原さんは、3月末の定年退職を前にして、4月からの再任用を希望していたのです。私たちは、以下の理由で、梅原さんへの再任用不合格は全く不当なものであると考えます。そこで、大阪府教育委員会に対して、梅原さんへの再任用不合格取り消し、4月からの再任用を求めるため、緊急署名を始めました。これは、梅原さん個人にとどまらず、再任用制度や公正な採用選考を根底から揺るがす問題です。ぜひ、みなさんのご協力をお願いします。

### 再任用制度は「希望者全員採用」が原則

現在の年金制度では、定年退職しても年金支給は数年経たないと始まりません。そのため、政府（総務省）は「雇用と年金の接続」のため、「再任用を希望する職員については再任用するものとする」という通知を全都道府県に出しています（2013年3月29日付）。不合格にできるのは「免職」相当の問題があったときだけでも例示されています。

### 梅原さんの再任用不合格は「違反質問」によるもの

今回、再任用審査会での「選考」直前、校長は府教委の指示を受け、「再任用選考に関連した意向確認」として「君が代の起立斉唱の職務命令に従うか、はい・いいえで答えよ」と梅原さんに訊きました。梅原さんは就職試験の際に「思想信条に関わるような『違反質問』には『答えなくてもよいと学校に指導されています』と生徒に指導していることを念頭に、「生徒にも指導しているので、このような質問には答えられない」と返答しました。すると校長は「意向確認できなかったことになる」として、その旨府教委に報告しました。

### 府商工労働部も「違反質問」として府教委に「改善要請」

私たちが商工労働部に相談したところ、商工労働部は「このような質問は就職差別につながる恐れがある」として、教職員人事課に対して「再任用選考の直前にこのような質問をすべきでない」という改善要請をおこないました。しかし、教職員人事課は「民間の就職試験では思想良心を問う質問をしてはいけないが、（大阪の）公務員は条例があるから質問してもいい」と開き直り、梅原さんを再任用不合格としたのです。

### 梅原さんの再任用実現を

梅原さんは、2012年、2014年の卒業式で「君が代」斉唱時に起立せず、それぞれ戒告処分を受け、裁判で処分撤回を訴えています。また、「君が代」斉唱に関連して、府教委・校長による人権侵害を保護者・卒業生らとともに大阪弁護士会に申し立て、昨年3月、弁護士会から府教委・校長に対して「君が代強制は人権侵害」という勧告が出されています。府教委による再任用不合格は、全員採用が原則である再任用「選考」において、教職員の思想信条を合否の判断材料にしているもので、到底許されません。私たちは、梅原さんの再任用不合格に強く抗議するとともに、4月からの再任用を求めています。

2017年2月

「日の丸・君が代」強制反対・不起立処分を撤回させる大阪ネットワーク（代表・黒田伊彦）  
梅原さんを支援する会

大阪ネットでは、3月17日、梅原さんの再任用を実現させるために集会を予定しています。ぜひご参加下さい。（18時30分から、エルおおさか709号室にて）